

品目横断的経営安定対策のポイント

1 支援の内容

平成19年産から始まる品目横断的経営安定対策では、①諸外国との生産条件格差を是正するための対策（通称 ゲタ対策）と②収入の変動による影響緩和のための対策（通称 ナラシ対策）が実施されます。前者は、担い手の生産コストのうち、生産物の販売収入では賄えない部分を補うものであり、後者は、担い手の販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合に、その影響を緩和するためのものです。

（1）諸外国との生産条件格差を是正するための対策（ゲタ対策）

対象品目は、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの4品目です。品目ごとの生産コストと販売収入の差額に着目して、①各経営体の過去の生産実績に基づく支払と、②毎年の生産量・品質に基づく支払の両方で、格差を補うものです。

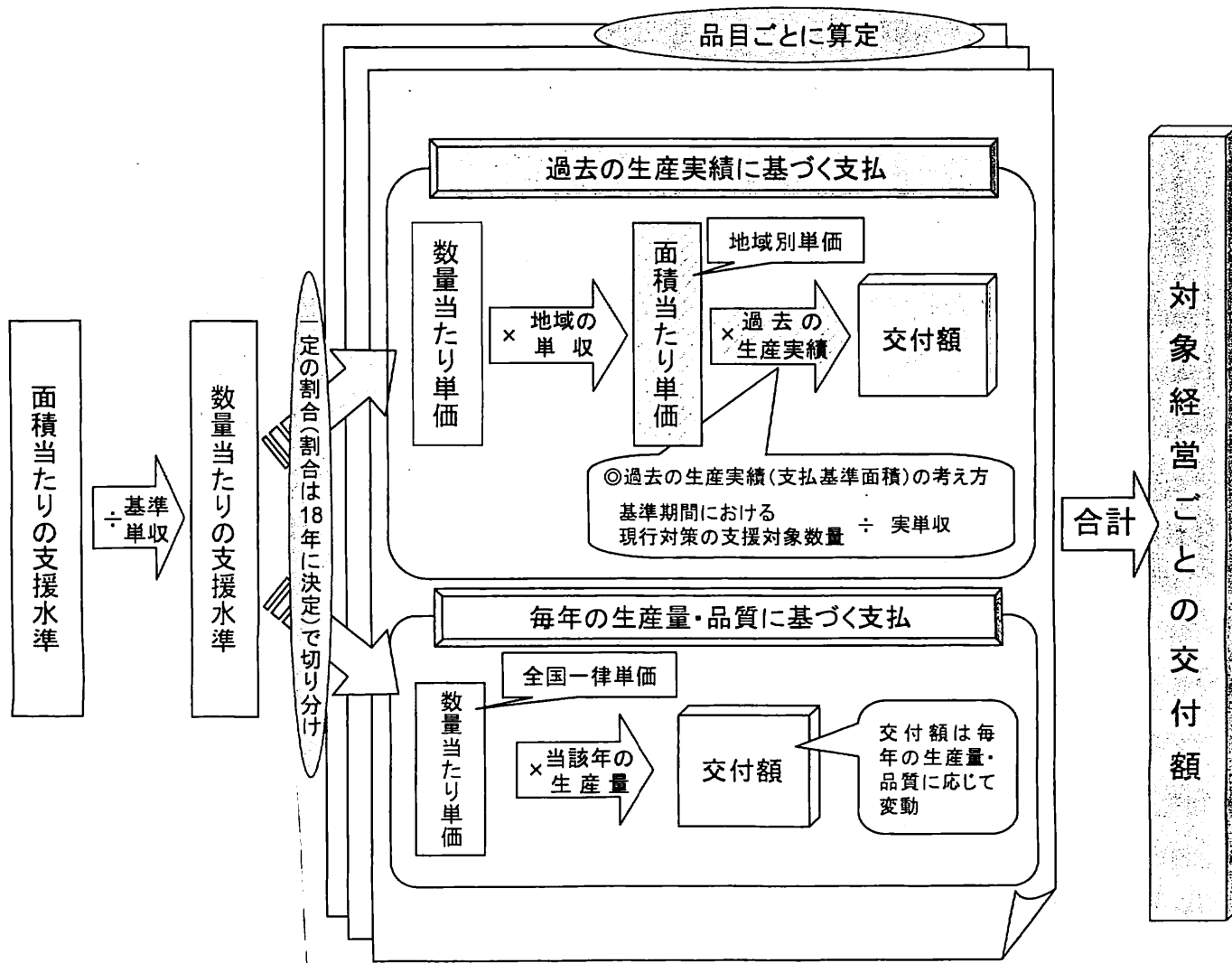
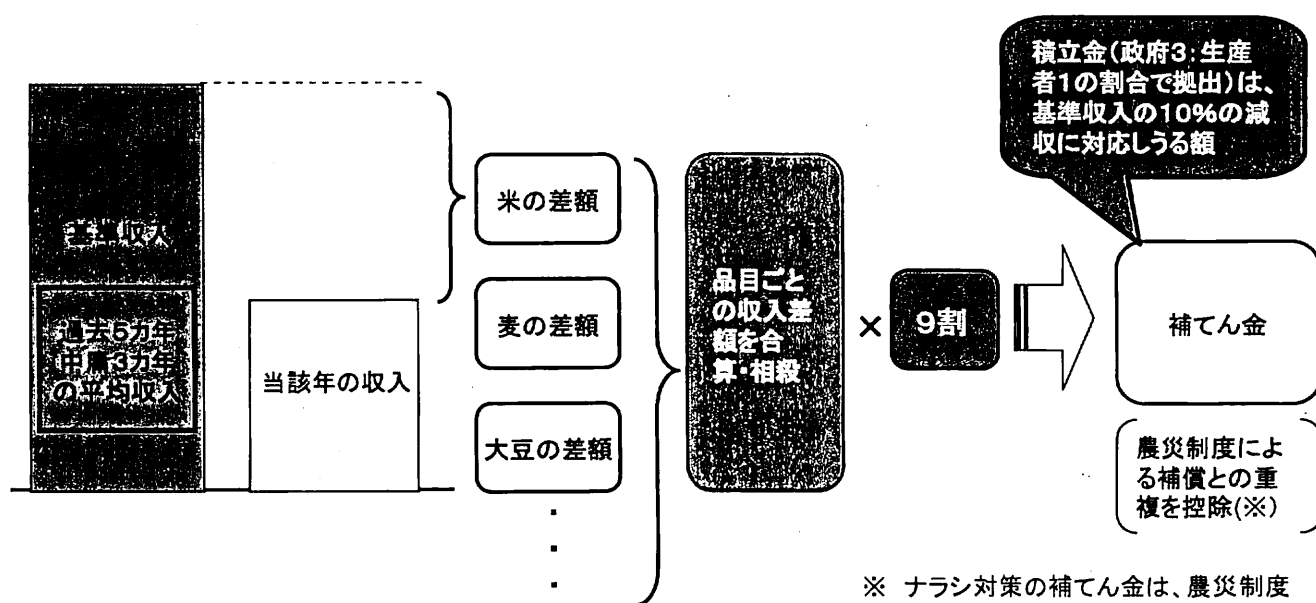


表1 支援水準の試算値(直近のデータに基づくもので、実際的水準は18年秋に決定)

	小麦	大豆
生産コスト(円/10a)	58,559	54,181
販売収入(円/10a)	18,398	23,992
支援水準(円/10a)	40,200	30,200
平均単収(kg/10a)	377	205

(2) 収入の変動による影響の緩和のための対策(ナラシ対策)

対象品目は、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの5品目です。品目ごとの当該年収入と基準期間の平均収入の差額を合算・相殺し、減収額の9割について、積立金の範囲内で補てんします。



※ ナラシ対策の補てん金は、農災制度に加入しているとの前提で算定されますので、農災制度も積極的に活用することが重要です。

2 支援の対象

経営規模4ha以上の認定農業者及び経営規模20ha以上で一定の条件を備えた集落営農に限定されます。

(1) 経営規模として参入できる面積

経営規模として参入できる面積は、権限(所有権、賃借権等)を持っている農地基本台帳の現況地目が「田」と「畑」の面積の合計です。(「樹園地」、「採草放牧地」は除かれます)

また、農作業受託のうち、①主な基幹作業を受託し、②収穫物の販売名義があり、③販売収入の処分権を有している場合は経営規模に含めることができます。(委託契約書等の証拠書類で確認できるものに限ります。)

(2) 面積要件の特例

ア 農地が少ない場合の特例

集落の農地が少ない地域は、基本原則の概ね8割まで(中山間地域の集落は5割まで)緩和します。

イ 生産調整組織の場合の特例

地域の生産調整面積の過半を受託している組織は、20 ha × 生産調整率(7 ha を下限とする)まで緩和します。なお、中山間地域は20 ha × 生産調整率 × 5/8(4 ha を下限とする)まで緩和します。

ウ 所得確保の場合の特例

農業所得が基本構想の半分を超え、対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが概ね1/3以上の場合、経営安定対策の対象となります。

(3) 集落営農の要件

特定農業団体となるか、これと同様の要件を備える必要があります。

規約の作成



代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた組織の規約を作成します。

経理の一元化

集落営農組織の口座



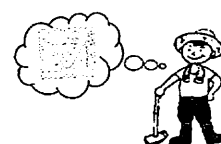
①集落営農組織の口座を設けて、②農産物の販売名義を集落営農組織とし、③販売収入をその口座に入金します。

農用地の利用集積目標



地域の農用地の2/3以上を集積(農作業受託)する目標(5年後)を定めます。

主たる従事者の農業所得目標



組織の主たる従事者について、農業所得の目標(市町村基本構想の水準以上)を定めます。

農業生産法人化計画



5年以内に農業生産法人となる計画を作成します。

(4) 集落営農と法人化

集落営農組織を法人化する場合、法人税の課税対象となります。法人税には均等割があるため、利益がなくても7万円程度納税する必要があります。

任意組織であっても、収益事業を行うと人格なき社団とみなされ、法人税の課税対象となる場合があります。

なお、この点については、農産物を農協など特定の集荷業者に販売する場合は、法人税を非課税とすることで、農水省と国税庁が合意しています。

これまで以上に農薬飛散に気をつけましょう！

～残留農薬のポジティブリスト制度について～

- 食品衛生法が改正され、残留農薬のポジティブリスト制度が平成18年5月29日から始まります。ポジティブリスト制度とは、残留基準が設定されていない農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度です。
- この制度では、今まで農薬残留基準値がない農薬にも、一律基準として**0.01ppm** (100tの水に1gの農薬成分量)という低い数値が基準値として設定されることとなります。
- この基準値をオーバーしてしまうと、**生産物の出荷停止・回収**などの対応が求められる可能性があります。

★具体的には…

●現行制度

空欄は規制対象外

	作物名	農薬A	農薬B	農薬C
残留基準値	米	5.0ppm		
	トマト		0.5ppm	
	りんご		0.7ppm	



●ポジティブリスト制施行後

農薬と適用作物ごとに基準が設定され、全て規制対象となる

	作物名	農薬A	農薬B	農薬C
基準値	米	5.0ppm	一律基準 0.01ppm	暫定基準 2.0ppm
	トマト	暫定基準 3.0ppm	0.5ppm	一律基準 0.01ppm
	りんご	暫定基準 2.0ppm	0.7ppm	一律基準 0.01ppm

※暫定基準:国際基準等を参考に設定した暫定的な基準

★このため…

これまで以上に「**農薬の飛散(ドリフト)**」に気をつけなくてははいけません

ある作物で使用しようとする農薬が、その作物のまわりで栽培されている他の食用作物に登録(適用)のない場合は注意が必要です。

！ 特に次の場合には注意が必要です！

異なる作物のほ場の距離が近い時
隣の食用作物の収穫が近づいてきた時
飛散が起こりやすい散布方法の時

★対策として…

- ・ 風の弱い時、風向きや散布の方向・位置に気を付けて散布する。
- ・ 細かすぎる散布粒子のノズルは使わないようにし、散布圧力を上げすぎないようにする。
- ・ 散布量が多くなりすぎないように気を付ける。
- ・ タンクやホースは洗いきれいにならないよう、きれいに洗っておく。

また、散布することをまわりの栽培者に伝え、日頃からコミュニケーションをとるなど、地域の農業者同士の連絡を密にしておくことが重要です。